

## 日野市発注工事の入札に係る主任技術者等配置・兼任の共通事項

### 1. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

配置予定技術者について、入札参加資格確認申請書送信時まで次に掲げる事項を満たしたうえで、兼任配置での入札の参加を申し出ることができる。

ただし、(3)、(4)は開札日までに満たしていれば可とする。

#### <技術者配置・兼任要件>

(1) 本工事に係る業種において建設業の許可を受けていること。また、5,000万円(建築工事の場合は8,000万円)以上の下請契約を締結して施工をしようとするものは、該当する建設業の許可区分が特定建設業であること。

(2) (1)において、特定建設業の許可が必要となる場合は、監理技術者を配置すること。

(3) 技術者を他の工事を兼任して配置しようとする場合のうち、請負金額(入札時は予定価格を基準とする)が4,500万円以上(建築一式工事については9,000万円以上)の案件を含む場合(※原則専任)は、次の条件のうちいずれかを満たすこと。

①請負金額(入札時は予定価格を基準とする)が4,500万円以上(建築一式工事については9,000万円以上)の案件について、仕様書等に専任を求めない期間が示されており、その当該期間中である場合。

②建設業法第26条第3項第1号を適用し監理技術者を兼任で配置する場合(以下「専任特例1号」という)は、次の条件をすべて満たすこと。

ア. 請負金額(入札時は予定価格を基準とする)が1億円未満(建築一式工事については2億円未満)であること。

イ. 工事現場間の距離が1日で巡回可能かつ移動時間が片道2時間以内であること。

ウ. 各工事の下請次数が3次までであること。

エ. 技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(連絡員)を各工事現場に配置すること。

(連絡員は一般土木又は建築工事の場合、当該建設工事に関する実務経験を1年以上有すること)

オ. 技術者が工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置

カ. 技術者が工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器(カメラ等)の設置

キ. 人員の配置を示す計画書の作成、各工事現場への据置及び保存

③建設業法第26条第3項第2号を適用し監理技術者を兼任で配置する場合(以下「専任特例2号」という)は、次の条件をすべて満たすこと。

ア. 監理技術者が従事中の工事が1件であること。

イ. 既配置工事の工事場所が日野市内又は施工場所から直線距離で10km以内であること。

ウ. 各工事現場において専任の監理技術者補佐を配置すること。

(4) 営業所技術者を工事に配置しようとする場合は次の条件を満たすこと。

①営業所技術者が従事する営業所において契約締結された工事であること。

②配置予定の工事の請負金額(入札時は予定価格を基準とする)が4,500万円以上(建築一式工事については9,000万円以上)の場合(※原則専任)は、次の条件をすべて満たすこと。(以下「建設業法26条の5」という)

ア. 請負金額(入札時は予定価格を基準とする)が1億円未満(建築一式工事については2億円未満)であること。

イ. 営業所技術者が従事する営業所から工事現場までの距離が1日で巡回可能かつ移動時間が片道2時間以内であること。

ウ. 工事の下請次数が3次までであること。

エ. 技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(連絡員)を各工事現場に配置すること。

(連絡員は一般土木又は建築工事の場合、当該建設工事に関する実務経験を1年以上有すること)

- オ. 技術者が工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- カ. 技術者が工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器(カメラ等)の設置
- キ. 人員の配置を示す計画書の作成、各工事現場への据置及び保存

## 2. 配置予定技術者の兼任に係る申請方法

### <専任特例1号の場合>

下記資料を電子調達サービスの参加資格確認申請時に添付すること。

- ア. 人員の配置を示す計画書

### <専任特例2号の場合>

下記資料を電子調達サービスの参加資格確認申請時に添付すること。

- ア. 監理技術者補佐確認書(専任特例2号様式)
- イ. 監理技術者補佐の国家資格を確認できる書類の写し
- ウ. 恒常的な雇用があることの確認ができるものの写し

### <建設業法26条の5の場合>

下記資料を電子調達サービスの参加資格確認申請時に添付すること。

- ア. 人員の配置を示す計画書

## 3. 「1.(3)、(4)」の注意事項

- (1) 各項目について参加資格確認申請時には条件を満たしていない場合も資料を作成し添付すること。
- (2) 開札日までに従事中工事の竣工がされ、条件を満たすことが想定される場合は、現在従事中の工事の金額、その工期が分かる資料(契約書の写し等)も合わせて添付すること。
- (3) 開札日までに条件を満たすことができる予定であったが、従事中の工事の工期延長などにより参加資格確認申請時の配置予定技術者又は条件を満たす同等の技術者を配置することができなくなった場合、入札は不可とする。
- (4) 開札日までに「人員の配置を示す計画書」の内容に変更があった場合は、日野市総務課契約係宛に変更後の資料を送付すること。